概要　**第6次岡崎市障がい者基本計画・第8期岡崎市障がい福祉計画・第4期岡崎市障がい児福祉計画（案）**

計画の趣旨、目的及び背景

障害者差別解消法をはじめ、障害者基本法や障害者総合支援法などにおいて「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目的とされています。岡崎市では、第2次障がい者基本計画以降、「ノーマライゼーション」「インクルージョン」「リハビリテーション」を掲げ、これら3つの理念に基づき障がい者施策の推進を図ってきました。【以下、基本理念に説明あり】

この度、現行の計画「第5次岡崎市障がい者基本計画（中間見直し）・第7期岡崎市障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」の計画期間の終期を迎えるにあたり、新たに計画案として取りまとめました、「第6次岡崎市障がい者基本計画・第8期岡崎市障がい福祉計画・第4期岡崎市障がい児福祉計画」においても、3つの理念のもと掲げてきた現行計画の基本理念「思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎」を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もがともに生き、ともに安心して暮らす社会をめざして障がい者施策の一層の推進を図ります。

計画における方針及び論点

計画の位置付けと期間

①障がい者基本計画　＜令和9年～令和14年＞
障害者基本法に基づく市町村障がい者計画として、国の障害者基本計画や愛知県の障害者計画を踏まえつつ、岡崎市における障がい児・者に関する施策の基本方針などを示す計画

②障がい福祉計画　＜令和9年～令和11年＞
障害者総合支援法に基づく市町村障がい福祉計画として、厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえつつ、岡崎市における障がい福祉サービス等の見込量とその確保策などを示す計画

③障がい児福祉計画　＜令和9年～令和11年＞
児童福祉法に基づく市町村障がい児福祉計画として、厚生労働省が示す基本指針を踏まえつつ、岡崎市における障がい児通所支援等の見込量とその確保策などを示す計画

見直し（策定）のポイント

【①】
令和3年（令和5年に中間見直し）からの法律等の整備、関連計画との整合性を図りつつ、過去6年において掲げていた基本理念に基づく施策の進捗状況や、令和7年11月に実施した市内アンケート調査、障がい者団体へのヒアリング等を踏まえ、今後6年の障がい者施策の推進のため目標等を定めます。

【②③】
基本理念のもと、国が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、基本指針という）を踏まえ、サービスの充実を図るため基本目標を定めます。また過去の障がい福祉サービス等の実績を踏まえ、サービス量の見込等を示します。

★　障がいのある人やその家族をはじめ、市民、関係機関、事業者等から幅広く意見を聴取することで、多様なニーズや地域の実情を反映するとともに、案として取りまとめました障がい福祉施策の方向性等を共有し理解を深めていただくことで、透明性の高い計画策定となり、地域全体で障がい福祉施策を支え推進していく基盤醸成を図りたいと考えるため、パブリックコメントを実施します。

第6次岡崎市障がい者基本計画

⇒ 法整備の状況、関連計画との整合性を図り策定

【基本理念】思いやり　つながりあって　自分らしく生きる都市（まち）岡崎

この基本理念は、令和3年から改正や施行された法律や条例の内容を含んだものである。

継承　／　引き続き目指す

障がいの有無にかかわらず、皆がともに生き、ともに安心して暮らせる社会

～基本理念の考え方について～
◎「思いやる」＝「連帯」（ノーマライゼーション）
　障がいの有無にかかわらず、地域で生活が送れるような環境を整え、ともに生きる社会をめざす
◎「つながりあう」＝「社会的包摂」（ソーシャルインクルージョン）
　障がいの有無にかかわらず、互いに個性と人格を尊重し、支えあう社会をめざす
◎「自分らしく生きる」＝「復権」（リハビリテーション）
　ライフステージのあらゆる段階において、主体性、自立性、自由が尊重される社会をめざす

◇基本目標（1）ともに「思いやり」ともに生きるまちづくり
～重点施策　障がい者への配慮とコミュニケーションの促進～

＜関係施策＞
・理解の啓発と配慮の促進
・福祉教育の推進
・障がい者団体等への支援
・情報の取得と活用、意思疎通支援の推進
・障がい者にやさしい公共空間の確保
・移動手段の確保
・住宅環境の整備

◇基本目標（2）互いに「つながりあい」支えあうまちづくり
～重点施策　障がい児支援の充実と障がい者就労の促進～

＜関係施策＞
・乳幼児期の適切な保健・療育の確保
・就学前教育・保育、放課後対策の充実【追記】
・学校教育の充実
・特別支援教育推進体制の確立
・スポーツの推進
・文化芸術活動の推進
・まちづくり活動への参画の促進
・一般就労の促進【拡充】
・福祉的就労の充実
・行政による障がい者雇用等対策の強化
・地域福祉活動の活性化
・防犯、防災のまちづくりの推進

※下線は現行計画からの変更点です。

◇基本目標（3）あらゆる障がい者が「自分らしく生きる」まちづくり
～重点施策　切れ目ない相談支援～

＜関係施策＞
・相談支援体制の充実
・日中活動への支援の充実【拡充】
・権利擁護の推進
・地域医療・医学的リハビリテーションの充実
・日常生活への支援の充実【拡充】
・居住の場への支援の充実
・サービスの質の向上と人材確保の推進
・心と体の健康づくりの推進

○　条例の普及啓発、サービスの質の向上と量の適正化の実施、就労系サービスにおける工賃の向上や、サービスを通じた一般就労の促進、当事者だけでなく介助する家族等への支援　等について見直しや拡充を行った。

第8期岡崎市障がい福祉計画・第4期岡崎市障がい児福祉計画

⇒ 国の基本指針に即して策定、基本理念は基本計画と同様

◇基本目標
1.障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援
　障がい者が可能な限り自らの決定に基づく支援を受け、自立と社会参加を図るための体制整備　等
2.障がいの種別によらないサービス等の提供
　障がい種別に関わらず適切なサービスを受けられるための体制整備　等
3.個々の課題に対応したサービス提供体制の整備
　地域生活の継続、就労、高齢化、重度障がいへのケア等を含め、地域全体で支える仕組みを整備　等
4.障がい児の健やかな育成のための発達支援
　発達の遅れなど早期に対応できるよう整備、またライフステージに応じた連携体制の構築　等
5.障がい者の社会参加を支える取り組み
　個性や能力をスポーツや芸術で発揮し、様々な活動に参加できる機会の確保　等

◇成果目標
1.施設入所者の地域生活への移行
2.福祉施設から一般就労への移行等【拡充】
3.障がい児通所支援の提供体制の整備等　【拡充】
4.地域生活支援の充実
5.相談支援体制の充実・強化等【拡充】
6.障がい福祉サービス等の質の向上のための体制構築【追加】

◇障がい福祉サービス等の見込量
・訪問系　・日中活動系
・居住系　・相談支援

◇地域生活支援事業の見込量
・理解促進研修・啓発事業
・自発的活動支援
・相談支援
・成年後見制度利用支援事業　等

◇障がい児通所支援等の見込量
・障がい児通所支援
・障がい児相談支援
・子ども・子育て支援等

定める → 岡崎市における見込量とその確保策

＜計画の策定に向けて＞
【令和7年度】11月　障がい児・者・市民向けアンケート調査実施

【令和8年度】

